

令和6年1月26日（金）
第171回市町村職員を対象とするセミナー



「在宅医療における各職種の間わりについて」 （訪問薬剤管理指導）

厚生労働省医政局地域医療計画課

外来・在宅医療対策室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

在宅医療において薬局に期待される主な役割

在宅医療において薬局に期待される主な役割として、下記のような内容が考えられる。

① 医薬品・医療機器・衛生材料の提供体制の構築

- ▶ 多数の医薬品の備蓄
- ▶ 患者の状態に応じた調剤（一包化、簡易懸濁法、無菌調剤等）
- ▶ 医療用麻薬の調剤及び管理（廃棄含む）
- ▶ 医療機器・衛生材料の提供

② 薬物療法の提供及び薬物療法に関する情報の多職種での共有・連携

- ▶ 服薬指導・支援、薬剤服用歴管理（薬の飲み合わせの等の確認）
- ▶ 服薬状況と副作用等のモニタリング、残薬の管理
- ▶ 入院時及び退院時の薬物療法に関する情報の共有
- ▶ 在宅医への処方提案

③ 急変時の対応

- ▶ 24時間対応体制

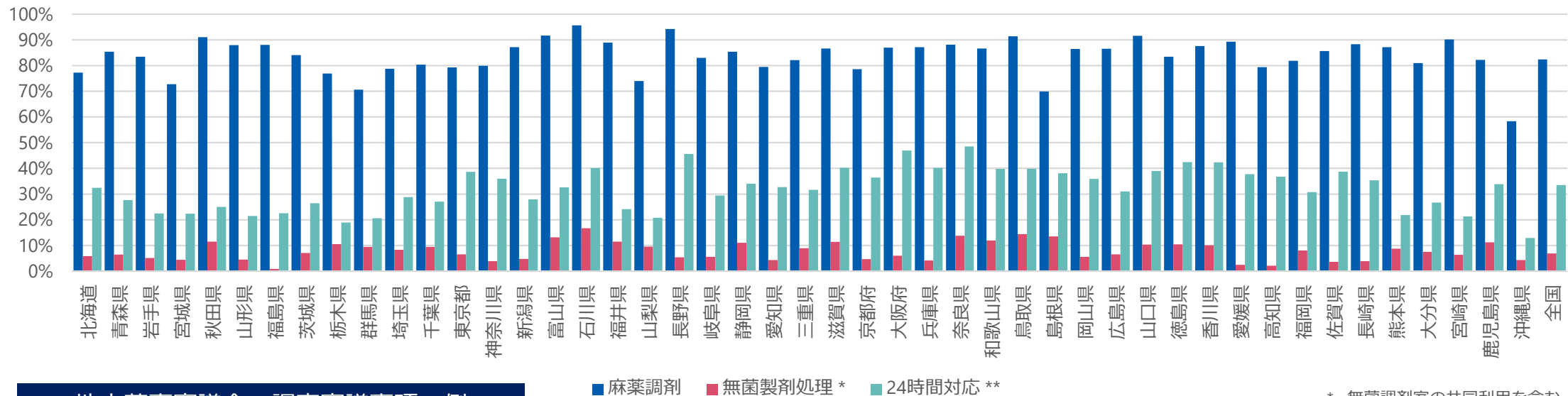
④ ターミナルケアへの関わり

- ▶ 医療用麻薬の調剤及び管理（廃棄含む）

麻薬調剤や無菌製剤処理、24時間対応が可能な薬局

- 全国で麻薬調剤に対応可能な薬局は約8割、無菌製剤処理に対応可能な薬局は1割未満、24時間対応可能な薬局は約3割であり、都道府県によってこれらの割合は異なる。
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定に基づき、都道府県知事の諮問に応じ、薬事に関する事務について調査審議を行うため、地方薬事審議会が設置されている。

麻薬調剤・無菌製剤処理・24時間対応が可能な薬局の割合



地方薬事審議会の調査審議事項の例

- ・ 医薬品等の流通の円滑化に関する事項
- ・ 医薬品等の取扱いの適正化に関する事項
- ・ 医薬品等の広告の適正化に関する事項
- ・ 抗生物質、催眠剤等の乱用防止に関する事項
- ・ 薬事従事者の研修その他資質の向上に関する事項
- ・ 地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定に関する事項
- ・ 農薬等の毒物劇物による危害の防止に関する事項
- ・ 薬用植物の栽培指導等薬用資源の開発に関する事項
- ・ 医薬品等の生産、輸出等の振興助成に関する事項

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

(地方薬事審議会)

第三条 都道府県知事の諮問に応じ、**薬事（医療機器及び再生医療等製品に関する事項を含む。以下同じ。）に関する当該都道府県の事務及びこの法律に基づき当該都道府県知事の権限に属する事務のうち政令で定めるものに関する重要事項を調査審議させるため、各都道府県に、地方薬事審議会を置くことができる。**

2 地方薬事審議会の組織、運営その他地方薬事審議会に関し必要な事項は、当該都道府県の条例で定める。

* 無菌調剤室の共同利用を含む
** 地域支援体制加算の算定

第7次医療計画及び第8次医療計画の「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」における訪問薬剤管理指導に関する記載

「在宅医療の提供体制」として、「日常の療養生活の支援」に「訪問薬剤管理指導」が規定され、第7次医療計画の指針から、「在宅医療に関わる薬剤師の資質向上」、「在宅医療に必要な医薬品等の提供体制を構築」といった内容が追加された。

第7次医療計画における指針

全薬局59,613カ所のうち、在宅訪問薬剤管理指導業務を実施している薬局数は、平成26年では医療保険では3,598ヶ所で算定回数は約15万回/年、介護保険では11,020ヶ所（重複あり）で算定回数は約545万回年となっており、実施施設は年々増加しているが薬局全体では約2割程度である。医療機関の薬剤師が実施した在宅訪問薬剤管理指導業務は、医療保険約460回/月、介護保険約6,000回/月となっている。地域の薬局には、医薬品等の供給体制の確保に加え、医療機関等と連携して患者の服薬情報を一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導を行うことや、入退院時における医療機関等との連携、夜間・休日等の調剤や電話相談への対応等の役割を果たすことが求められている。

第8次医療計画における指針

全薬局61,791カ所のうち、訪問薬剤管理指導業務を実施している薬局は、医療保険では9,207カ所で算定回数は約75万回/年、介護保険では30,021カ所（重複あり）で算定回数は約1,591万回/年である。医療機関の薬剤師が実施した訪問薬剤管理指導業務は、医療保険約340回/月、介護保険約6,000回/月となっている。薬局には、医薬品、医療機器等の提供体制の構築や患者の服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導、薬物療法に関する情報の共有をはじめとした多職種との連携、夜間・休日を含む急変時の対応等が求められている。薬剤師の関与により、薬物有害事象への対処や服薬状況の改善が見込まれ、在宅医療の質の向上につながることから、薬剤師の果たす役割は大きい。

高度な薬学管理等を充実させ、多様な病態の患者への対応やターミナルケアへの参画等を推進するため、麻薬調剤や無菌製剤処理、小児への訪問薬剤管理指導、24時間対応が可能な薬局の整備が必要である。そのため、地域医療介護総合確保基金等を活用し、医療機関等と連携して行われる研修や、カンファレンス等への参加を通じて、在宅医療に関わる薬剤師の資質向上を図ることが重要である。また、都道府県の薬務主管課と医務主管課が連携し、地方薬事審議会等を活用して、麻薬調剤や無菌製剤処理等の高度な薬学管理が可能な薬局の整備状況や実績について把握・分析を行い、在宅医療に必要な医薬品等の提供体制を構築することが求められている。

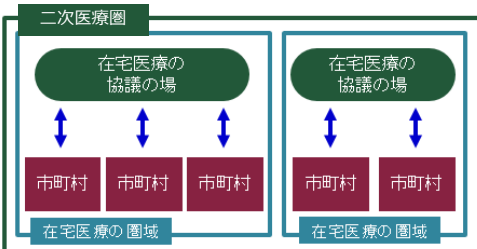
第7次医療計画における在宅医療の圏域〔兵庫県（郡市区医師会単位）〕

第6回在宅医療及び医療・介護連携に関するワーキンググループ
令和4年9月28日

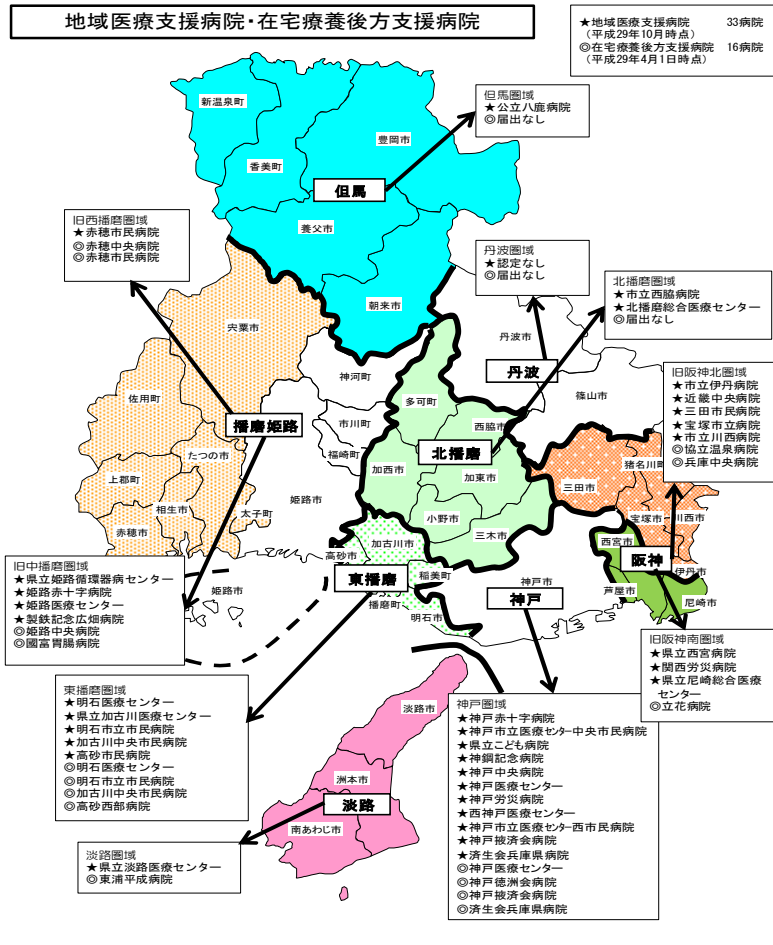
資料

在宅医療提供体制

(平成29年4月1日現在)



在宅医療の圏域



2次保健医療圏	医師会名(郡市区)	在宅医療圏域	在宅医療提供状況										2次救急(重症)	3次救急(重篤)	退院支援ルール策定状況				
			在宅療養支援診療所・病院※1	地域包括ケア病床を有する病院※1	在宅療養後方支援病院※2	在宅療養支援病院※2	在宅療養訪問薬剤師診療所※1	在宅患者対応訪問看護ステーション※1	機能強化訪問看護ステーション※1	地域名	ブロック名	救命救急センター等							
神戸市	神戸市	東灘区	東灘区	43	4			26	91	23	1	神戸	神戸	●兵庫県災害医療センター ●神戸市立医療センター中央市民病院 ▲神戸大学医学部附属病院	未策定				
		灘区	灘区	42	5			13	75	18									
		中央区	中央区	36	6		5	26	99	21	1								
		兵庫区	兵庫区	26	4			14	73	15	1								
		北区	北区	30	7	1	2	24	78	19	1								
		長田区	長田区	22	4		1	7	46	10									
		須磨区	須磨区	25	2	1	1	17	60	12	4								
		垂水区	垂水区	38	1	2	1	15	89	19	1								
		西区	西区	39	5			1	64	22	1								
神戸小計	9圏域	301	38	4	11	158	675	159	10										
阪神	阪神	尼崎市	尼崎	103	8	1	2	43	223	45	2	阪神南	●県立尼崎総合医療センター ●兵庫医科大学病院 ●県立西宮病院	6圏域策定済 ※伊丹市は未策定					
		西宮市	西宮	76	5			30	174	37	3								
		芦屋市	芦屋	21	1			1	10	4	8								
		阪神南小計	3圏域	200	14	1	3	83	438	90	5								
		伊丹市	伊丹	33	3		2	18	71	17	1				阪神北	●県立西宮病院	3圏域策定済		
		川西市(河辺郡含む)	川西	24	1	1	1	27	60	12	1								
		宝塚市	宝塚	38	2		1	22	94	24	1								
		三田市	三田	16		1	1	15	31	8					三田	●県立西宮病院	4圏域策定済		
		阪神北小計	4圏域	111	5	2	5	82	256	61	3								
東播磨	東播磨	明石市	明石	41	7	2	2	37	120	20	2	明石	●県立加古川医療センター	3圏域策定済					
		加古川市(加古郡含む)	加古川	29	1	1	3	47	124	22	2								
		高砂市	高砂	11	1	1		10	38	10	1								
東播磨小計	3圏域	81	9	4	5	94	282	52	3										
北播磨	北播磨	西脇市・多可郡	西脇・多可	11	3		1	4	36	6	1	東播磨	●県立加古川医療センター	4圏域策定済					
		三木市	三木	13	3			13	31	7									
		小野市・加東市	小野・加東	18	2		1	14	35	7									
		加西市	加西	4	1			2	21	4									
		北播磨小計	4圏域	46	9	0	2	33	123	24	1								
		播磨姫路	播磨姫路	姫路市	姫路	59	17	2	4	51	195				54	1	中播磨	●県立姫路循環器病センター ●製鉄記念北播磨病院	6圏域策定済 ※穴栗市・佐用郡は未策定
				神崎郡	神崎	5	1			3	18				3				
				中播磨小計	2圏域	64	18	2	4	54	213				57	1			
				たつの市・揖保郡	たつの・揖保	6	2			9	39				10				
穴栗市	穴栗			9	1			2	15	5									
佐用郡	佐用			2	1			1	10										
相生市	相生			2	1			7	9	2									
赤穂市	赤穂			2	1	2	1	4	18	2	1								
赤穂郡	赤穂郡			2	1			1	3	2									
西播磨小計	6圏域	23	6	2	1	23	94	21	1										
但馬	但馬	豊岡市	豊岡	19	1			5	41	6	北但馬	●公立豊岡病院	4圏域策定済						
		美方郡	美方	3	1			7	2	3									
		養父市	養父	9	1		1	2	11	2				2					
		朝来市	朝来	5				4	17	1									
		但馬小計	4圏域	36	3	0	1	18	71	12				2					
		丹波	丹波	篠山市	篠山	4	3			7				16	3	丹波	▲県立相原病院	2圏域策定済	
				丹波市	丹波	9	1			12				36	5				
				丹波小計	2圏域	13	4	0	0	19				52	8				0
		淡路	淡路	洲本市	洲本	12	1		1	1				26	5	淡路	●県立淡路医療センター	3圏域策定済	
淡路市	淡路			11	2	1		4	22	2									
南あわじ市	南あわじ			14	1			4	18	4									
淡路小計	3圏域	37	4	1	1	9	66	11	0										
8圏域	40郡市区	40圏域	912	110	16	33	573	2,270	495	26	13地域	7ブロック	12機関	28(70%)					

※1 H29.4月施設基準等届出状況(近畿厚生局) ※2 地域医療支援病院認定数(H29.10月時点)
救命救急センター等の●は救命救急センター、▲は3次の機能病院を表す

○圏域設定理由

住み慣れた地域で、入院医療から在宅医療・介護、看取りまでサービスを提供する体制を確保するため、地域の資源などに応じて、郡市区医師会単位で在宅医療の圏域を設定している。

長野県

薬剤師を活用した在宅医療推進研修等事業（実施主体：長野県薬剤師会）

○ 在宅医療において医薬品投与等のために使用する注射器やカテーテル、褥瘡の処置に用いられる皮膚欠損用創傷被覆材などの「特定保険医療材料」をテーマとして実技研修を含む研修会を実施することで、薬剤師の在宅医療への取組を一層促進させる。

和歌山県

薬剤師地域体制強化対策（実施主体：和歌山県薬剤師会）

- ・核となる薬剤師に対する分野別研修の実施
- ・和歌山県立医科大学薬学教員との教育での連携
- ・在宅医療を実施している医師との症例検討会の実施
- ・実践のための教材の策定

福岡県

薬局薬剤師の在宅医療参加促進事業（実施主体：福岡県薬剤師会）

○ 他職種と薬剤師のロールプレイを展開しながら、在宅医療へ繋いでいくモデル学習やPCAポンプに充填調剤する実演等の参加型の実務に近い研修会を開催し、在宅医療に対応できる薬局・薬剤師を養成し、薬局の在宅医療への参加を図る。

長崎県

在宅医療・他職種連携に関わる薬剤師支援事業（実施主体：長崎県薬剤師会）

○ 在宅医療における薬剤師の介入～退院から看取りまでをフォローする～退院から看取りまで患者の変化に適應する知識や経験を備えた薬剤師の育成を目的として、各地のリーダーとなる人材の研修を行い、地域において実地研修を行う。

岐阜県

かかりつけ薬剤師・薬局在宅医療体制整備事業（実施主体：岐阜県（岐阜県薬剤師会））

○ 次の研修を実施するとともに、地域包括ケア会議等の機会に在宅医療に係る薬局の役割について、医療・介護関係者等の理解促進を図る。

- ・薬局薬剤師を対象に、訪問薬剤指導の際に必要なバイタルサインの取得や調剤における無菌操作等の技術力の習得を目的として、フィジカルアセスメント・訓練モデル（シミュレーター）等を使用した研修
- ・入退院時の情報共有の強化及び連携体制の構築を図るため、薬局薬剤師と病院薬剤師が連携し、退院時カンファレンス等への参加や多職種との連携に必要な知識や技能を習得する研修
- ・在宅訪問経験の少ない薬剤師が経験豊富な薬剤師と同行訪問する実践形式の研修
また、残薬対策の取組みを促進し、在宅における残薬解消に努める。

三重県

薬剤師在宅医療推進事業（実施主体：三重県薬剤師会）

- 研修事業として、
- ・経験のない薬剤師を対象とした広範囲な知識の取得を目的とした薬局薬剤師在宅医療基礎研修
- ・在宅医療に携わっている薬剤師に対する専門スキル取得のための在宅医療アドバンス研修
- ・シミュレーター機器、医療材料・医療機器類などを設置し、薬局薬剤師が在宅医療で必要とする医療技術の訓練を行うスキルズラボの設置・運営を鈴鹿医療科学大学と連携して実施する。
また、医師、看護師、ケアマネージャー、介護スタッフなどに対し、薬剤師の在宅医療への関わり方やメリットを啓発し、薬剤師の在宅医療への参画を推進する。